

第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画 施策評価

令和5年 6月

目次

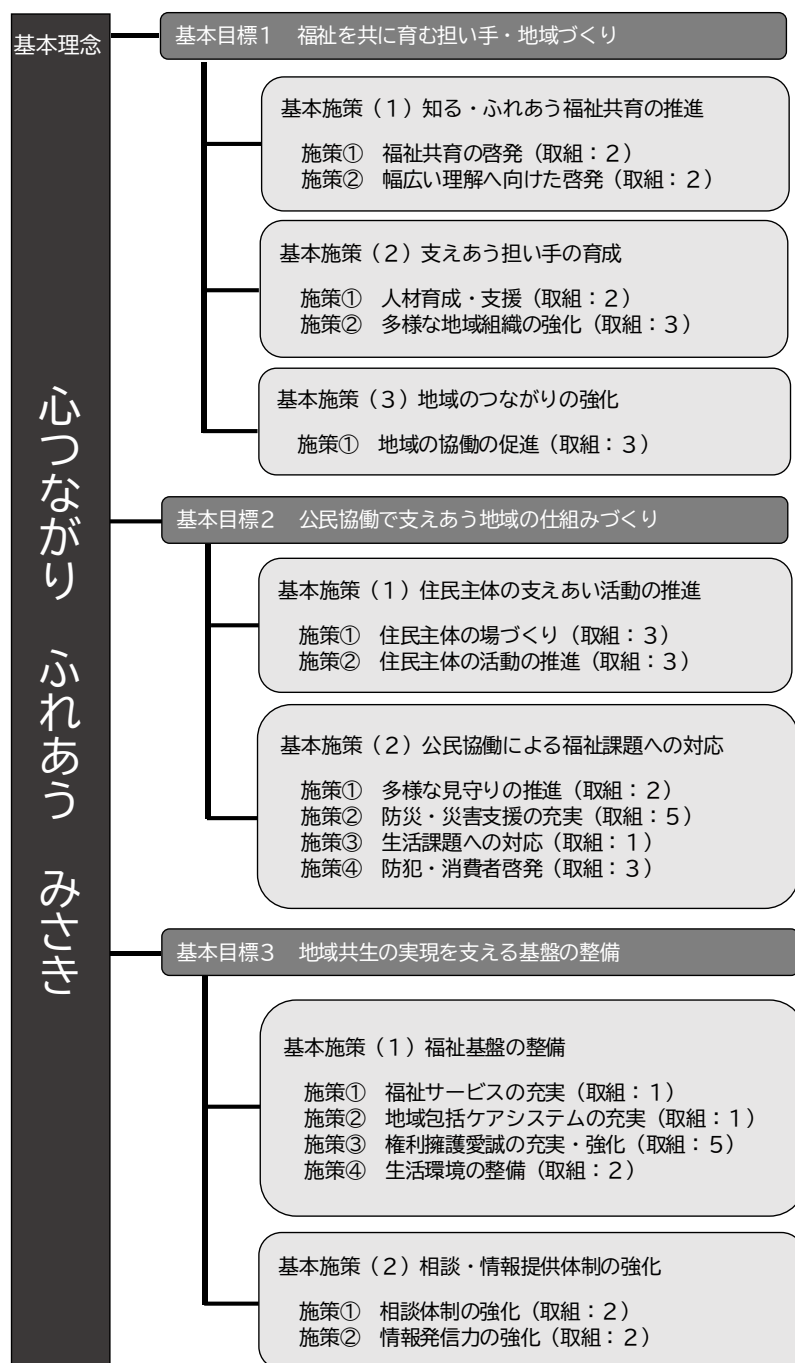
1. はじめに	1
2. 施策体系	1
3. 評価方法	2
4. 評価	2
5. 低評価の取組ごとの今後の考え方（R 4 年度低評価の取組抜粋）	6
6. まとめ	11
7. 課題	11

1. はじめに

第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲載されている施策等について評価し、分析を踏まえて課題を抽出することで、次期計画内容をより充実したものとする、または必要な施策等を新たに追加するため、関係課および社会福祉協議会の評価をもとにとりまとめを行いました。なお、本報告書は令和元年度から令和4年度までの評価をもとに作成しています。

2. 施策体系

下記は3次計画の施策体系となっています。評価する上で便宜上、基本目標より下位を「基本施策」→「施策」→「取組」として仮の項目名を設定し、評価を行いました。

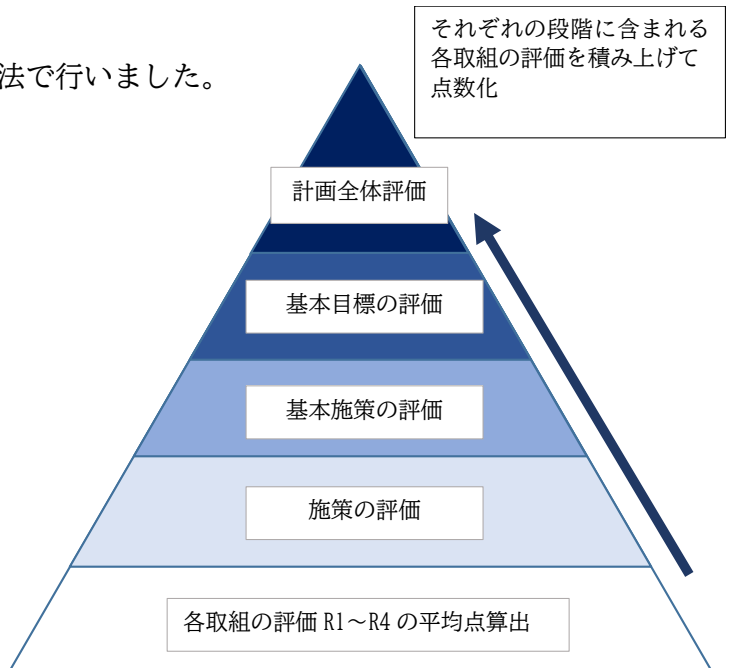


3. 評価方法

評価および点数化は、下記および右図の方法で行いました。

各取組の評価の段階と点数化

- 1：十分にできた・・・・・・・・・・ 3点
- 2：概ねできた・・・・・・・・・・ 2点
- 3：あまりできなかった・・・・・・・・ 1点
- 4：未実施・・・・・・・・・・ 0点



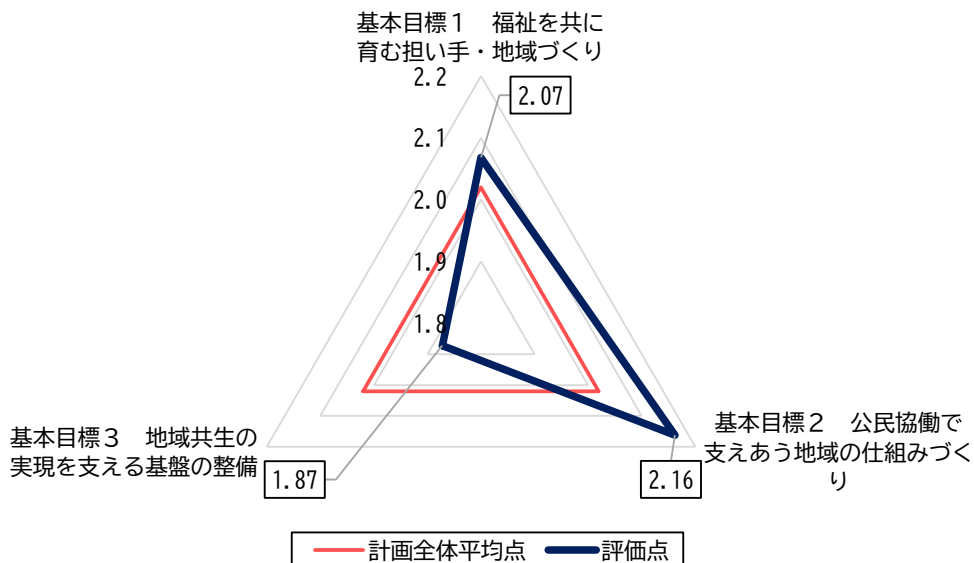
4. 評価

(1) 計画全体と基本目標の評価

計画全体の評価は、2.02点となっており、「概ねできた」の水準となっています。

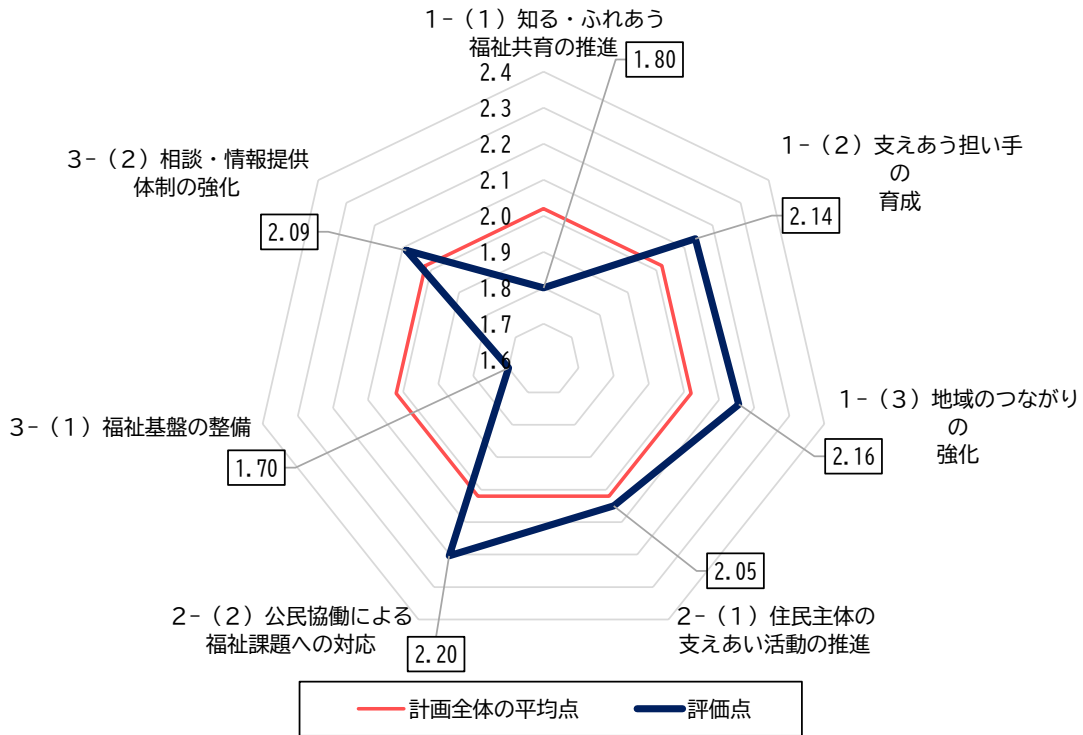
基本目標ごとにみると、「基本目標2 公民協働で支えあう地域の仕組みづくり」が2.17点と最も評価が高くなっています。一方で、「基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備」は、1.87点と最も低くなっています。

計画全体評価点	2.02点
---------	-------



(2) 基本施策ごとの評価

基本施策ごとにみると、「2-（2）公民協働による福祉課題への対応」が2.20点と最も高く、一方で、「3-（1）福祉基盤の整備」は1.70点と最も低くなっています。

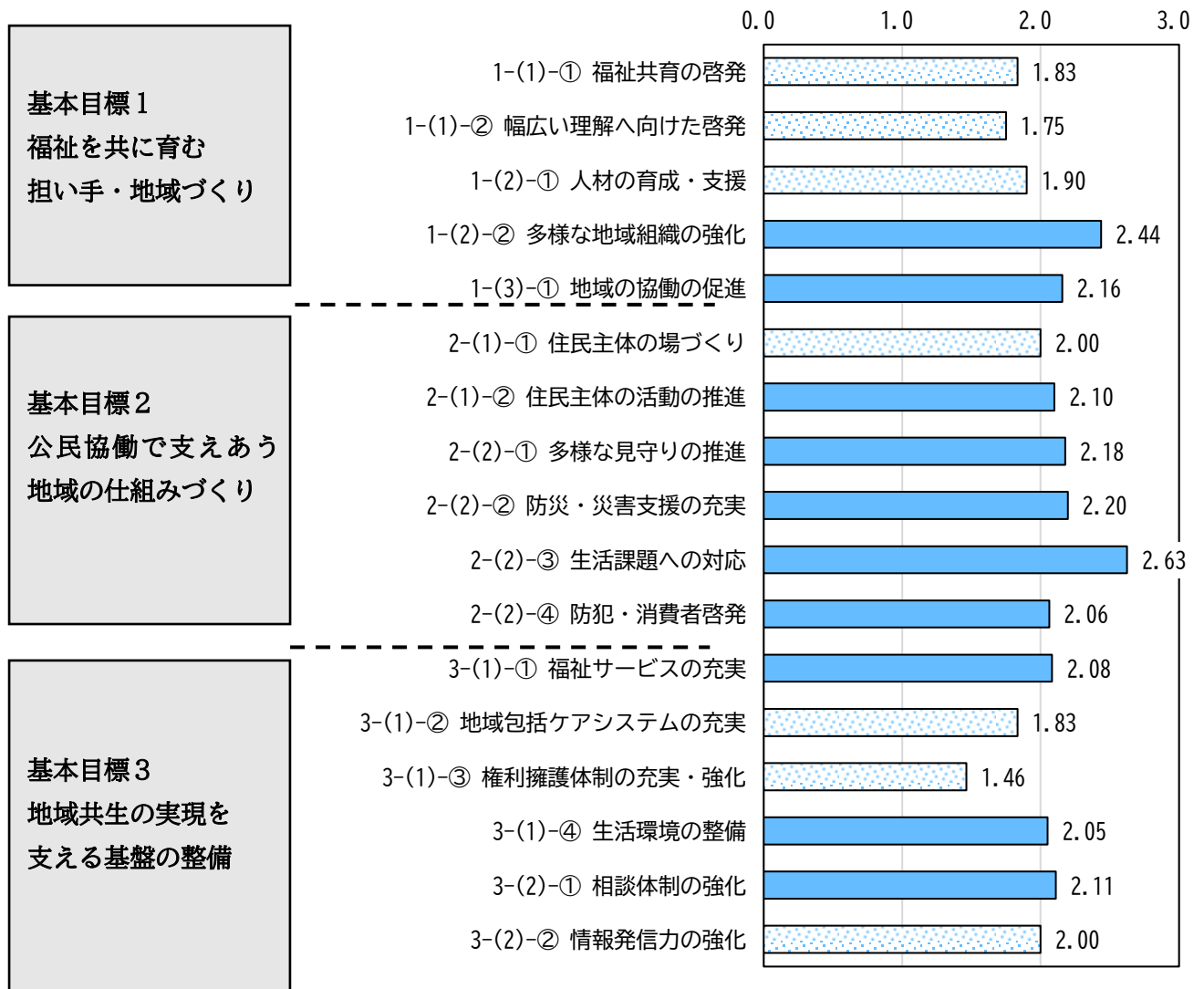


計画全体評価より高い基本施策	評価点
1-（2）支えあう担い手の育成	2.14
1-（3）地域のつながりの強化	2.16
2-（1）住民主体の支えあい活動の推進	2.05
2-（2）公民協働による福祉課題への対応	2.20
3-（2）相談・情報提供体制の強化	2.09

計画全体評価より低い基本施策	評価点
1-（1）知る・ふれあう福祉共育の推進	1.80
3-（1）福祉基盤の整備	1.70

(3) 施策ごとの評価

施策ごとにみると、「2-(2)-③ 生活課題への対応」が2.63点で最も高く、一方で、「3-(1)-③ 権利擁護体制の充実・強化」は、1.46点と最も低くなっています。

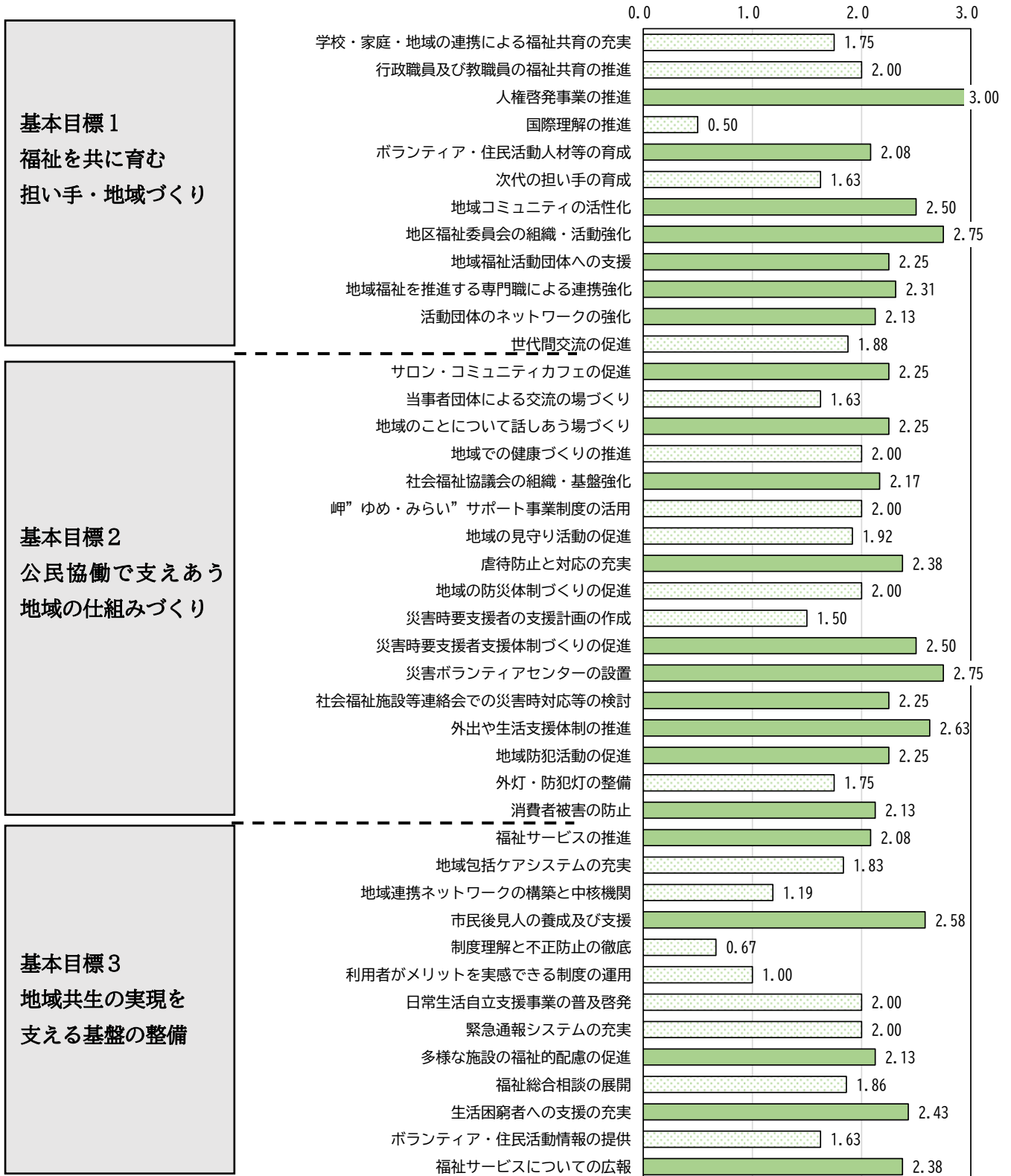


※色が薄くなっている項目は、計画全体評価2.02点より低い施策

(4) 取組ごとの評価

取組ごとにみると、基本目標1に含まれる「人権啓発事業の推進」3.00点で“十分にできた”と最も高い評価となっています。

一方で、“未実施”に近い1点未満の取組は、基本目標1に含まれる「国際理解推進」および基本目標3に含まれる「制度理解と不正防止の徹底」がそれぞれ、0.50点および0.67点と低くなっています。



※色が薄くなっている項目は、計画全体評価2.02点より低い施策

5. 低評価の取組ごとの今後の考え方（R4年度低評価の取組抜粋）

R4年度評価で「3：あまりできなかった」「4：未実施」の取り組みを挙げています。

基本目標1 - (1) 知る・ふれあう福祉共育の推進

①福祉共育の推進

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
学校・家庭・地域の連携による福祉共育の充実	◇地域・学校・家庭などにおいて地域福祉に関心が持てるような機会づくりを行います。	2	3	3	3	今後は、体験活動を増やしていく。対面やオンラインでの交流も含め、取り組みの工夫を進めていく。

②幅広い理解へ向けた啓発

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
国際理解の推進	◇住民の国際理解を深め、住民主体の国際交流活動を促進します。	2	4	4	4	コロナ禍で団体自体の活動が出来なかった。事業が行える世相になったら、町広報紙を利用した支援等を検討していく予定。

基本目標2 - (1) 住民主体の支えあい活動の推進-

①住民主体の場づくり

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
当事者団体による交流の場づくり	◇社会福祉協議会と連携し、当事者団体の活動を支援します。	3	3	3	3	当事者団体の活動の周知方法の検討、また事業展開の検討を行う。

基本目標2 - (2) 公民協働による福祉課題への対応-

①多様な見守りの推進

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
地域の見守り活動の促進	◇隣保館事業としての見守り活動の充実に努めます。	2	4	4	4	緑7丁会独居高齢者等見守り事業ケース会議開催検討中

②防災・災害支援の充実

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
地域の防災体制づくりの促進	◇全世帯を対象に「緊急情報キット」の配布を進め、緊急時の備えや民生委員・児童委員の日頃からの見守り体制づくりを進めます。	2	3	3	3	ホームページにて周知を行っているが相談件数がなく、周知方法報や緊急時の見守り体制の整備の検討が必要。
災害時要支援者の支援計画の作成	◇防災体制の充実を図るため必要に応じ地域防災計画を改定します。	4	4	4	4	令和5年度に改定を実施する。

④防犯・消費者啓発

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
地域防犯活動の促進	◇警察、防犯委員、青少年指導員などとの連携により、防犯活動の促進を図ります。	1	1	1	4	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、未実施。 感染状況を考慮して実施していく。
外灯・防犯灯の整備	◇自治区と連携し地域の防犯及び安全な通行の確保に努めます。	1	2	3	3	自治区が実施する防犯カメラの設置に補助金を支出している。 現在12自治区。R4活用なし。

基本目標3-(1) 福祉基盤の整備

②地域包括ケアシステムの充実

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
地域包括ケアシステムの充実	◇高齢者、障がい者等の対象者の区分を超えて提供される共生型サービスの提供について、介護サービス事業所等へ実施の検討を呼びかけるとともに、必要な人材の確保や共生型サービスに関する情報提供等の事業者支援のあり方について検討します。	3	3	3	3	令和4年度までに岬町内で共生型サービスを行っている事業所はない。現在介護サービス量について必要な供給量を確保することが出来ているが障害者が介護保険の対象となっても、従来利用していた事業所が利用できる等の共生型サービスに関する情報提供等のあり方について検討する必要がある。

③権利擁護体制の充実・強化（岬町成年後見制度利用促進基本計画）

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R 1	R 2	R 3	R 4	
地域連携ネットワークの構築と中核機関	◇保健・医療・福祉の連携に、新たな司法も含めた連携の仕組み（地域連携ネットワーク）づくりに取り組みます。	3	3	3	3	司法を含めた連携ネットワークづくりについて取り組めておらず、今後福祉と司法との連携のためのネットワークづくりの検討が必要。
	◇権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親類や福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後においては、後見人がこれに加わる形の「チーム」として関わり、後見人と地域の関係者等が日常的に本人を見守る体制づくりに取り組みます。	2	3	3	3	権利擁護を推進するための連携の会議体がなく、特に福祉と司法のネットワークが図れていない。
	◇多職種によるさらなる連携強化、情報共有や地域課題の検討を行い、チームを支援する仕組みとなる「協議会」の設置を検討します。	3	2	2	4	協議会の設置の検討するが、具体的な取組に至っていない。
	◇地域連携ネットワークの整備や協議会を適切に運営していくために必要となる中核機関については、広域化も視野に検討します。	3	2	2	4	中核機関の設置について検討を行うが具体的な取組には至っていない。

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R1	R2	R3	R4	
制度理解と不正防止の徹底	◇学齢期の児童・生徒への教育を含む住民への制度の普及啓発及び利用促進に取り組みます。	4	4	4	4	学齢期の児童への教育が実施できていない。
	◇制度の適切な周知や普及に欠かせない保健・医療・介護・福祉サービスの専門職に対して成年後見制度の研修を行います。	2	3	3	4	専門職に対する成年後見制度の啓発は実施できず情報提供などの紹介に留まっている。民生児童委員協議会へ研修を実施を検討。
	◇後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや金融機関、民間事業者等との連携による不正の未然防止に取り組みます。	3	3	3	3	ネットワークづくりができておらず、今後連携のための検討が必要。
利用者がメリットを実感できる制度の運用	◇関係機関や金融機関、民間事業者等との連携により、権利擁護の必要な人を早期に把握し、必要に応じた支援を行います。	3	3	3	3	課内での検討に留まり、民間事業者等への啓発についてネットワークづくりが実施できていない。
	◇本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、チームによる支援に取り組みます。	3	3	3	3	課内での検討に留まり、民間事業者等への啓発についてネットワークづくりが実施できていない。

基本目標3 - (2) 相談・情報提供体制の強化

①相談体制の強化

取り組み	取り組み内容	評価				今後の考え方
		R 1	R 2	R 3	R 4	
福祉総合相談 の展開	◇いつでも、どなたからでも 相談が受けつけられるよう、 インターネットを活用した相 談について検討します。	3	3	3	3	町広報紙やホームページ等での 適切な情報発信等広報機能の強化 には努めたが、インターネットを活 用した相談については引き続きメ リット・デメリットを十分に検討の 上、進めていく。
	◇こころの相談につながるよ う、「こころの体温計」の利用 を促進します。	2	3	3	3	周知を行うがアクセス数は一定 である。事業開始し数年が経過して いること。システム内容も更新され ないことから目新しさがなくなっ てきたと考えられる。 事業継続について引き続き検討 中。

6. まとめ

○計画全体の評価では、2.02点と「概ねできた」の水準となっている。

○基本目標の評価では、「基本目標3 地域共生の実現を支える基盤の整備」の評価が極端に低くなっている。(P2)

○基本施策の評価では、「基本施策1-(1)知る・ふれあう福祉共育の推進」、「基本施策3-(1)福祉基盤の整備」の評価が低くなっている。(P3)

○施策の評価では、計画全体17施策中7施策(41%)が、計画全体の評価点より低くなっている。(P4)

【基本目標ごとの計画全体の評価点(2.02点)より低い施策数と基本目標ごとの割合】

- ・基本目標1 3/5 施策(60%)
- ・基本目標2 1/6 施策(17%)
- ・基本目標3 3/6 施策(50%)

○取組の評価では、計画全体42取組中20取組(48%)が、計画全体の評価点より低くなっている。特に基本目標1の中の「国際理解の推進(0.50点)」、基本目標3の中の「制度理解と不正防止の徹底(0.67点)」は評価点が低くなっている。(P5)

【基本目標ごとの計画全体の評価点(2.02点)より低い取組数と割合】

- ・基本目標1 5/12 取組(42%)
- ・基本目標2 7/17 取組(41%)
- ・基本目標3 8/13 取組(62%)

○R4年度に、“あまりできなかった”や“未実施”の評価の取組は、全体で13項目ある。(P6-10)

7. 課題

評価が低い取組については、次期計画においては重点的に内容の見直しが必要になると考えられます。また、取組の統合なども視野に入れ、実施できる体制を整備していくことが求められます。

特に令和元年度から令和4年度に渡って評価が低い取組については、コロナウイルス感染症蔓延の影響等も勘案しつつ、内容を精査し、もう少し細かい段階(ステップ)を踏んだ取組への転換や、実施方針の見直しの検討が必要です。